売却区分番号	４０１－１		
見積価額	¥３７，３８０，０００	公売保証金	¥３，８００，０００

財産の表示

１　所在　北海道旭川市四条通６丁目
　　地番　３番 123
　　地目　宅地
　　地積　198.34 平方メートル

２　所在　北海道旭川市四条通６丁目
　　地番　３番 151
　　地目　宅地
　　地積　231.40 平方メートル

３　所在　北海道旭川市四条通６丁目
　　地番　３番 225
　　地目　宅地
　　地積　49.58 平方メートル

４　所在　北海道旭川市四条通６丁目３番地 123
　　家屋番号　３番 123
　　種類　事務所・居宅
　　構造　鉄筋コンクリート造陸屋根地下１階付３階建
　　床面積　１階 161.89 平方メートル
　　２階 157.51 平方メートル
　　３階 157.76 平方メートル
　　地下１階 154.37 平方メートル

５　所在　北海道旭川市四条通六丁目３番地 151、３番地 225、３番地 123

（一棟の建物の表示）
　　構造　鉄筋コンクリート・ブロック・木造陸屋根地下１階付５階建
　　床面積　１階 383.86 平方メートル
　　２階 360.52 平方メートル
　　３階 199.57 平方メートル
　　４階 199.57 平方メートル
　　５階 24.92 平方メートル
　　地下１階 35.86 平方メートル

（専有部分の建物の表示）
　　家屋番号　四条通六丁目　３番 151
　　種類　店舗・居宅
　　構造　鉄筋コンクリート・ブロック造陸屋根地下１階付５階建
　　床面積　１階 194.47 平方メートル
　　２階 199.57 平方メートル

売却区分番号	４０１－１		
見積価額	¥３７，３８０，０００	公売保証金	¥３，８００，０００
	３階 199.57 平方メートル ４階 199.57 平方メートル ５階 24.92 平方メートル 地下１階 35.86 平方メートル 以上登記簿による表示		
公法上の規制	商業地域 都市機能誘導区域 防火地域 駐車場整備地区 駐輪場指定区域 居住誘導区域 景観計画区域 建ぺい率　80%　容積率　600%		
接道状況	対象物件１は、南西側で幅員約 27ｍの国道 12 号とほぼ等高に接道しています。 対象物件２は、北東側で幅員約 10．９ｍの舗装市道「４・５条間仲通２号線」とほぼ等高に接道しています。		
地盤・地勢	対象物件１は間口約 11m、奥行約 18mの長方形状の平坦な中間画地です。 対象物件２、３は間口約９ｍ、奥行約 32mの長方形状の平坦な中間画地です。		
使用状況等	対象物件１は対象物件４及び５の敷地として使用されています。 対象物件２、３は対象物件５の敷地として使用されています。 対象物件４は昭和 47 年 12 月 25 日新築です。 対象物件５は昭和 38 年９月 15 日新築です。登記簿上は区分所有建物となっていますが、他の専有部分はありません。 また、対象物件５の１・２階南側に渡り廊下が設置されており、対象物件４の建物と連結しています。 なお、当局の差押え前から対象物件４及び５の一部を事務所、車庫及び店舗として賃貸しています。 【賃貸借契約の内容】 ①店舗（対象物件４　１階） ・　契約期間　令和３年８月１日から令和４年７月 31 日まで１年間（更新中） ・　賃料月額　110,000 円 ②駐車場（対象物件５　１階） ・　契約期間　令和４年１月１日から令和６年 12 月 31 日まで３年間（更新中） ・　賃料月額　33,000 円 ③事務所（対象物件５　２階） ・　契約期間不明 ・　賃料月額　3,000 円（年１回払い） ④事務所（対象物件５　３階） ・　契約期間　令和４年１月１日から令和６年 12 月 31 日まで３年間（更新中）		

売却区分番号	４０１－１		
見積価額	￥３７，３８０，０００	公売保証金	￥３，８００，０００
	・　賃料月額　159,500 円		
管理状況等	対象物件４には、地下１階に以前入居していたテナントの造作が大量に残置されています。 また、１階店舗の一部に雨漏りがあるほか、２階天井には雨漏り跡があります。 ３階の壁に穴が開いており、床及び壁の損耗がみられます。 対象物件５は全体的に外壁及び床のコンクリートやタイルの損耗が激しく、維持管理の状況は劣っています。 また、一部天井に雨漏り跡があるほか、天井が落ちている箇所があります。 なお、対象物件４及び５にはいずれもエレベーターは設置されておらず、消防法上の検査を長期間受けていません。		
特記事項	１　境界線は隣接地所有者と協議してください。 ２　地積は公簿上によります。公簿上は区分所有建物が存在していますが、現在は取り壊されています。 ３　上水道、公共下水道及び都市ガスが整備されています。 ４　対象物件はすべて国税徴収法第 89 条第３項の規定に基づき、一括換価の方法により公売を行います。 なお、見積価額の財産ごとの内訳は以下のとおりです。 対象物件１～３　19,740,000 円 対象物件４、５　17,640,000 円 消費税法施行令第 70 条の 12 第５項の規定に基づき、買受人の求めに応じて、札幌国税局が適格請求書を交付します。 課税資産の価額が占める割合　47.19%		
住居表示等	北海道旭川市四条通６丁目		
最寄駅等	ＪＲ（北海道）　函館本線 旭川駅 徒歩 13 分		
その他事項	公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。		
一般的留意事項	公売は現況有姿（現在あるがままの状態をいい、その財産に傷などがあっても補修などを行わないことをいいます。）により行うものであるため、次の一般的事項を十分にご理解の上、公売へご参加ください。 １　公売財産の面積等は公簿上によるものです。あらかじめその現況及び関係公簿等を確認してください。 ２　公売財産の種類又は品質に関する不適合があっても、執行機関（国）は担保責任を負いません。 ３　執行機関（国）は、公売財産の引渡しの義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や公売財産内にある動産等の処理などはすべて買受人の責任において行うことになります。 ４　土地の境界については隣接地所有者と、接面道路（私道）の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください。 ５　土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。 ６　公売財産の権利移転に伴う費用は買受人の負担となります。		

売却区分番号	４０１－１


北側から撮影
札幌国税局　公売財産
売却区分番号　401-1


北西側から撮影
札幌国税局　公売財産
売却区分番号　401-1

売却区分番号	４０１－１


南西側から撮影
札幌国税局　公売財産
売却区分番号　401-1

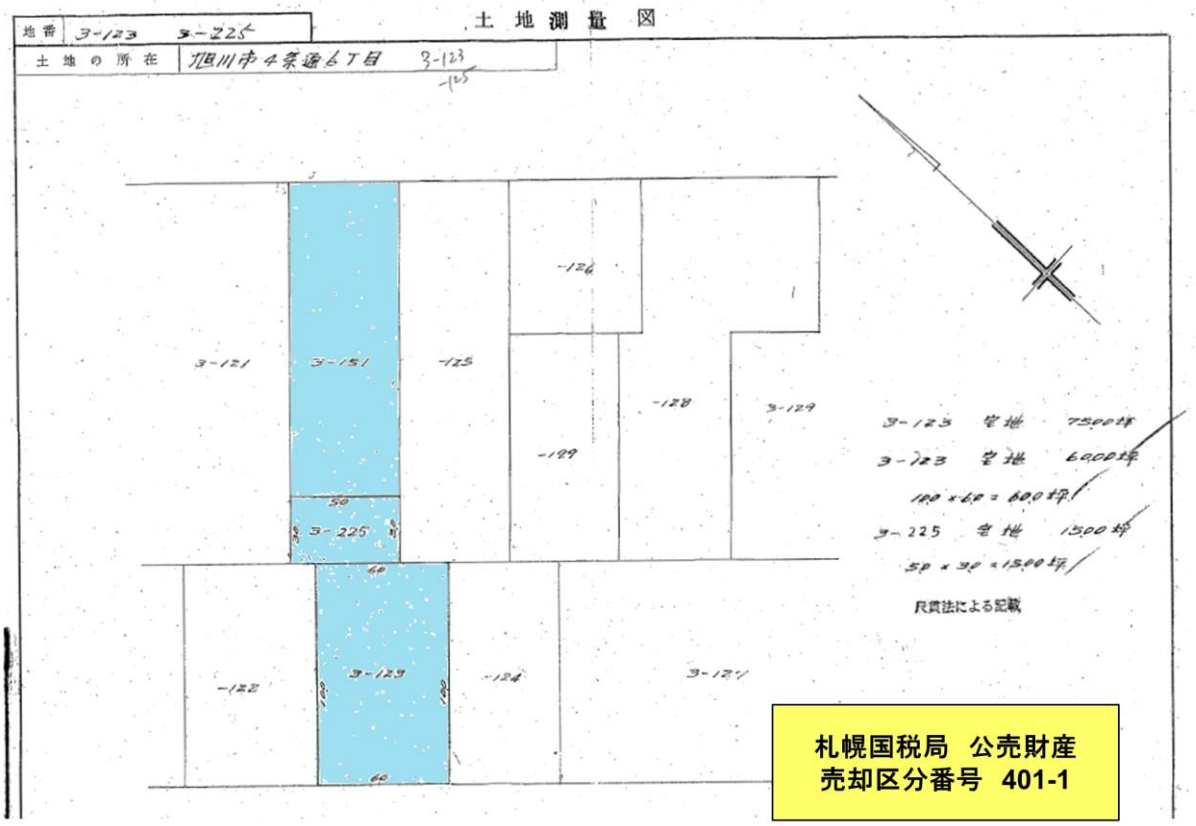

南東側から撮影
札幌国税局　公売財産
売却区分番号　401-1

売却区分番号	４０１－１





売却区分番号	４０１－１


土地測量図
地番 3-123 3-225
土地の所在 旭川市4条通6丁目 3-123
3-121
3-151
-125
-124
-128
3-129
-199
3-225
-122
3-123
-124
3-127
3-123 宅地 750.00坪
3-123 宅地 600.00坪
100×60=600坪
3-225 宅地 150.00坪
50×30=1500坪
民貸法による記載
札幌国税局 公売財産
売却区分番号 401-1


(座標値種別：図上測定) +8817.691
-25481.009
N
道
2
1
4-1
4-59
4-64
4-57
4-6
4-1
4-3
4-5
4-58
3-147
3-203
3-148
3-121
3-151
3-317
3-315
3-318
3-316
3-126
3
3-225
3-125
3-199
3-128
3-146
3-204
3-122
3-123
3-124
3-127
3-271
3-273
272
3-129
3-190
3-130
3-134
3-144
3-184
3-143
3-142
3-133
1316-1
1316-7
1316-2
404-1
札幌国税局 公売財産
売却区分番号 401-1

売却区分番号	４０１－１


春光町
花咲町
住吉
大町
戸
新富
近文駅
南永山駅
錦町
川端町
石狩川
新旭川駅
忠和
日本製紙
対象不動産
12
旭川四条駅
神居町神岡
神居
237
旭川駅
神楽
神
岡駅
137
地理院地図Vector版を加工して作成
札幌国税局　公売財産
売却区分番号　401-1


五条通六丁目
40
対象不動産
四条通五丁目
四条通六丁目
地理院地図Vector版を加工して作成
五丁目
札幌国税局　公売財産
売却区分番号　401-1